

資料編

県都まえばし創生本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、県都まえばし創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第七次前橋市総合計画に関すること
- (2) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）に関すること
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(有識者会議)

第6条 本部長は、所掌事務の推進にあたり、創生本部への助言及び意見交換を行うための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、地方創生について優れた識見を有する者をもって構成する。

(下部組織)

第7条 本部長は、創生本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて創生本部の下部組織として専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第8条 創生本部の庶務は、未来創造部政策推進課において処理する。

県都まえばし創生本部有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における人口減少問題の解決を目指し、県都まえばし創生本部への助言及び意見交換を行うため、県都まえばし創生本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 第七次前橋市総合計画に関すること
- (2) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）に関すること
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地方創生について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 有識者会議に座長を置き、市長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、未来創造部政策推進課において処理するものとする。

(報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

県都まえばし創生本部 有識者会議委員 名簿

	団体名	職名	委員氏名
01	国立大学法人 群馬大学	情報学部教授	石川 真一
02	前橋商工会議所	専務理事	稲田 貴宣
03	前橋市国際交流協会	在住外国人支援部会委員	江口 安美
04	学校法人共愛学園 共愛学園前橋国際大学	学長	大森 昭生
05	社会福祉法人 すてっぴ	理事長	坂柳 幸子
06	公益社団法人 群馬県看護協会	専務理事	清水 奈保
07	前橋市私立保育園・認定こども園長 連絡協議会	会長	田中 章宏
08	一般社団法人 前橋まちなかエージェンシー	代表理事	橋本 薫
09	前橋市男女共同参画審議会	会長	前田 由美子
10	前橋市都市計画審議会	委員	眞庭 宣幸
11	(株)日本政策金融公庫 前橋支店	支店長	森下 勝弘
12	農業生産法人 有限会社ヤバタファーム	取締役	矢端 晴美
13	一般社団法人 コード・フォー・ジャパン	コンサルタント	山形 巧哉
14	前橋の地域若者会議	委員	横田 奈穂

※令和7年3月末時点

参 考

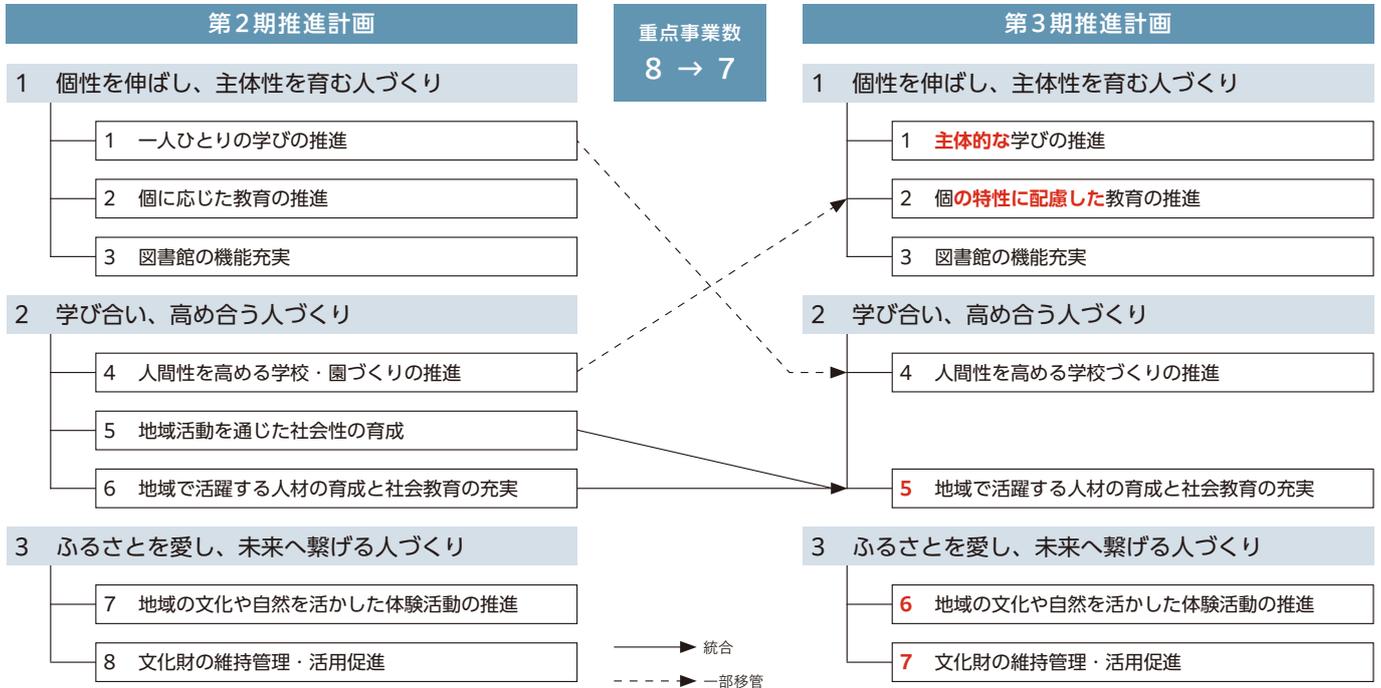
第2期推進計画と第3期推進計画の比較表 (体系図)



MAEBASHI **SDGs**

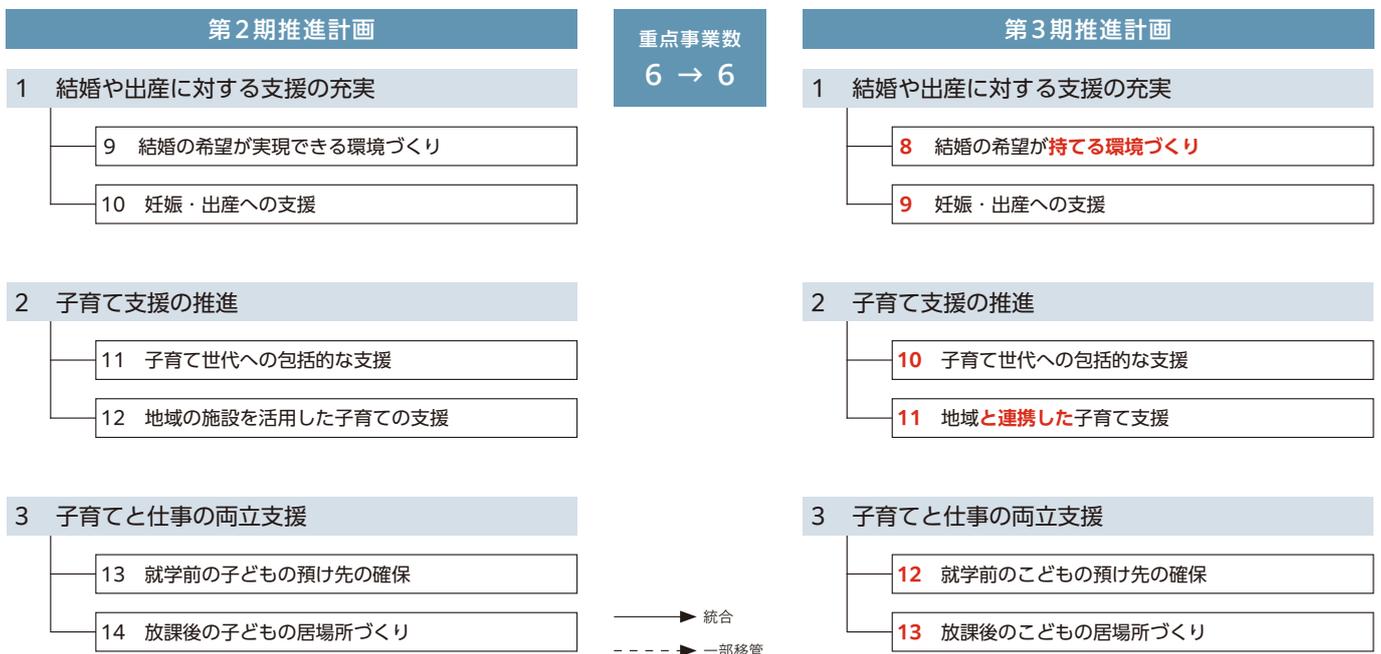
改定内容

- 重点2：特別支援教育や不登校支援の取組を一本化
- 重点4：教職員の多忙化解消にかかる取組を統合、部活動の地域移行や、地域と連携した教育推進を新たに位置づけ
- 重点5：旧⑤「地域活動を通じた社会性の育成」を「地域で活躍する人材の育成と社会教育の充実」へ統合



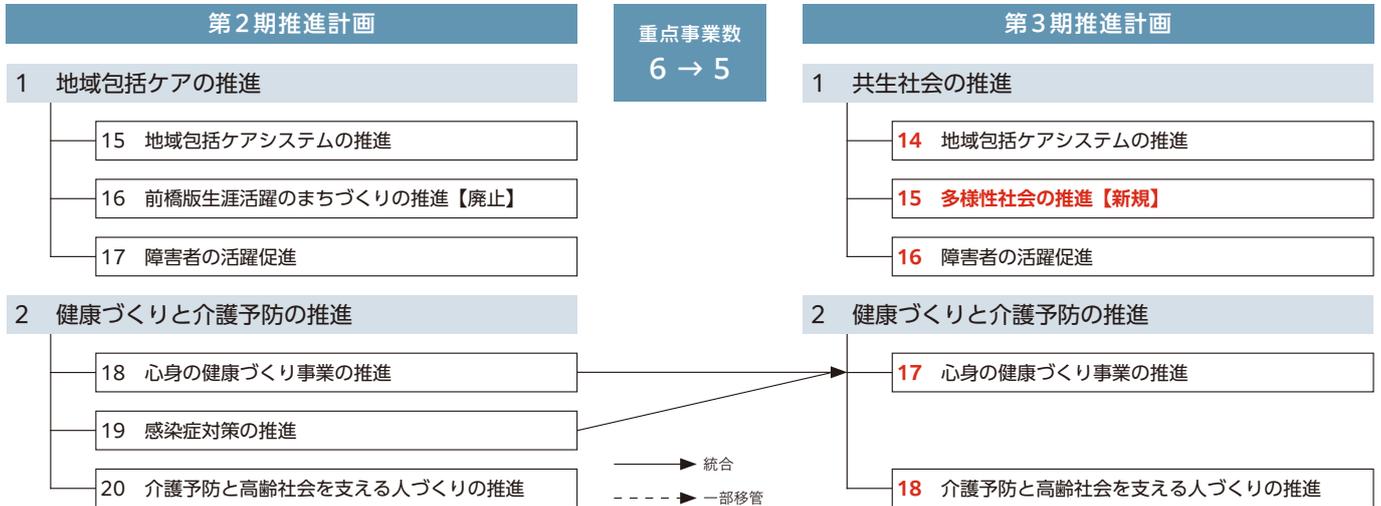
改定内容

- 重点8：「既に結婚等を希望している人の実現支援」に「どんな人も結婚の希望を持てる社会づくりの観点」を追加
- 重点9：若年層へのプレコンセプションケア推進
- 重点11：地域の子育て資源の活用（施設・人）
- 重点12.13：イレギュラーな状況における保育・一時預かりや視点を追加



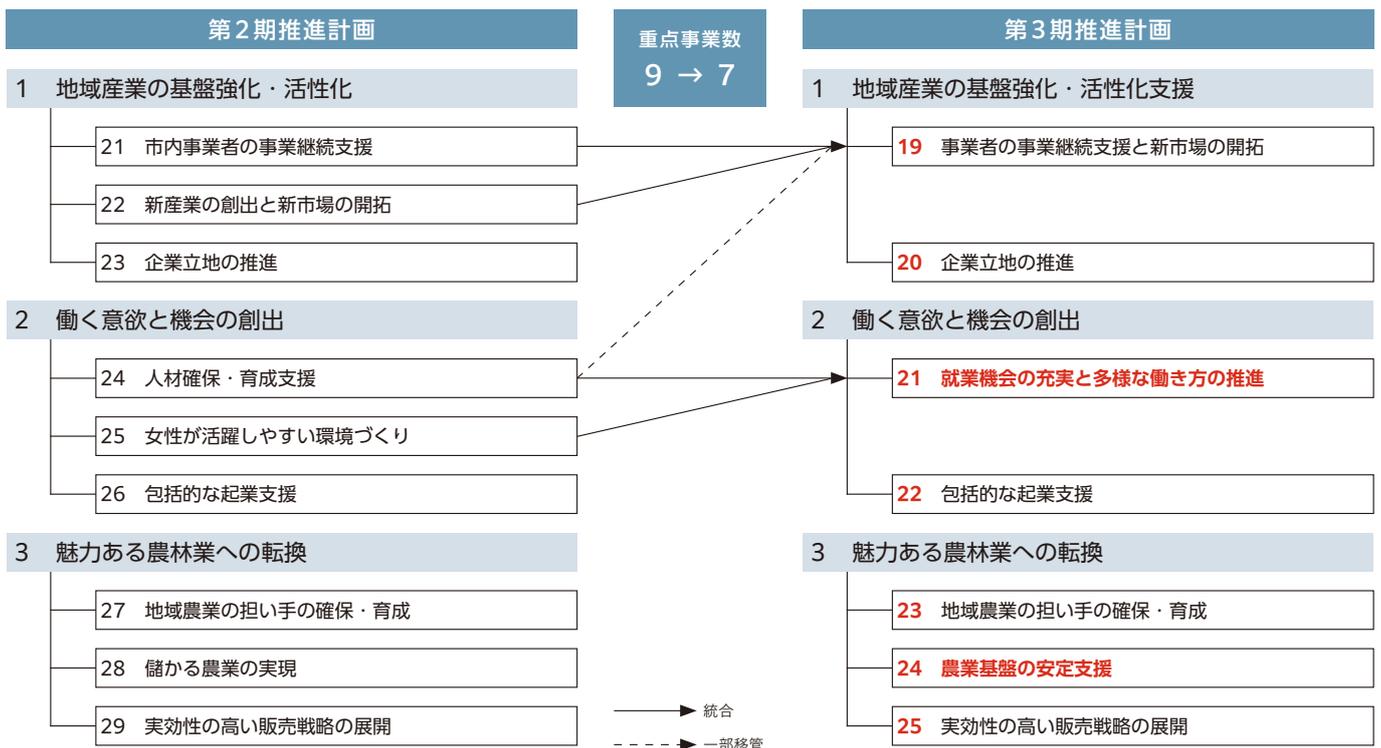
改定内容

- 重点15：インクルーシブな共生社会実現推進に向け、現在弱い取組を位置付けることで、将来的に推進
- 重点17：①健康診査・各種がん検診等の検診事業と②健康増進・啓発事業を統合
- 感染症対策の推進について新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、重点17に統合



改定内容

- 重点19：旧②「市内事業者の事業継続支援」と旧②「新産業の創出と新市場の開拓」を統合して新設
- 重点21：旧④「人材確保・育成支援」と旧⑤「女性が活躍しやすい環境づくり」を統合して新設
女性の就業生活における活躍推進事業を重点21に移行し、男女共同参画市民協働事業を重点8に移行
- 重点24：重点事業名称を「農業基盤の安定支援」に変更

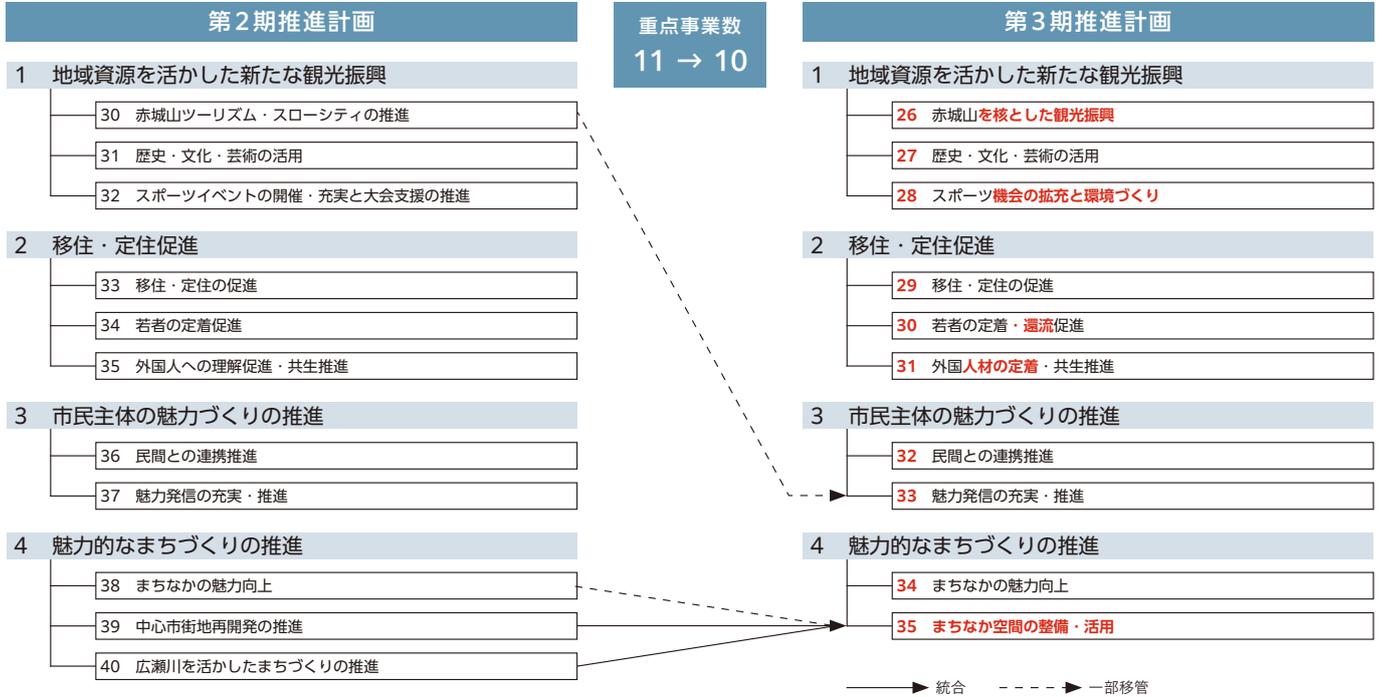


第5章 魅力あふれるまちづくり (シティプロモーション)



改定内容

- 重点33：旧③⑩赤城山ツーリズム・スローシティの推進から「スローシティ推進事業」を移管。スローシティ理念の浸透によって市民主体の魅力づくりを推進
- 重点35：旧③⑧まちなかの魅力向上から「アーバンデザイン推進事業」を移管。旧③⑨中心市街地再開発の推進、旧④⑩広瀬川を活かしたまちづくりの推進を統合し、まちなか空間の整備・活用を一体的に位置付け

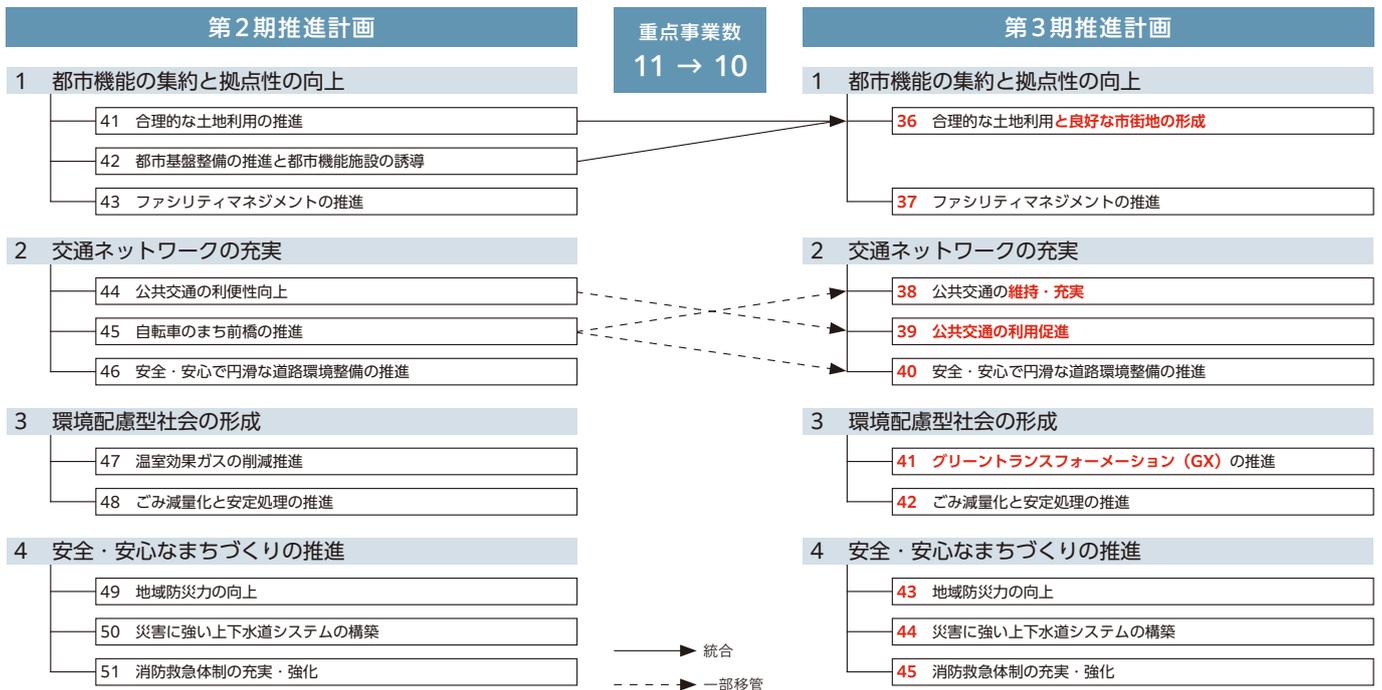


第6章 持続可能なまちづくり (都市基盤)



改定内容

- 重点36：旧④「合理的な土地利用の推進」と旧④「都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導」を統合。名称を「合理的な土地利用と良好な市街地の形成」へ変更
- 重点38：旧④「自転車のまち前橋の推進」からシェアサイクル推進事業を移管。加えて新たにマイタク事業を位置付け。名称を「公共交通の維持・充実」へ変更
- 重点39：公共交通の利用促進に向けた利用者側へのアプローチを強化するため、旧④「公共交通の利便性向上」からモビリティマネジメントやMaaS事業を移管し、重点事業名称を新たに「公共交通の利用促進」へ変更
- 重点40：旧④「自転車のまち前橋の推進」から交通安全啓発にかかる事業を移管





前橋市